

水俣病事件における「第三者機関」の問題

進 本 眞 文

目 次

はじめに

1. 「第三者機関」という調停役が何をしてきたか
2. 断片を切り出してくる主体の重要性について
3. 体系感覚を生育させるのは体系ではなく主体である
4. 挙証責任の転換と唯名論
5. 行政府で働く人たちの名称のつけ方に関する考察

おわりに

はじめに

本稿は、「単純にした図式」をいろいろな角度から考察するという構成がとられている。その図式は、加害者対被害者、国家対諸個人、普通名詞対固有名（詞）、中世対近代、である。そして、中世封建制度を転換させて、近代市民社会が形成された事実を照らして、水俣病の加害者対被害者を説明する試みである。

第三者機関の委員たちが、斡旋・調停・補償処理をした結果やそのプロセスをみても、諸個人より国家の経済を重要視し、固有名をもった困窮した漁民よりも普通名詞の「チッソ」を守ろうとした構図になっている。これらの構図は、近代市民社会のものではなくて中世封建制度そのものである。悲惨な第二次世界大戦の敗戦後、日本の社会は憲法を変え、女性の参政権を認め、行政改革をし、大きく諸制度を転換させたはずである。それから約10年後に、この人為的な水俣病事件が起きるのである。

第1節では、被害者と加害企業を調停する委員たちが行った斡旋・調停・補償処理等を問題にしている。「単純にした図式」でいえば、人間の命より国家の経済を優先させ、人間の命（固有名）より「チッソ」（普通名詞）を救う努力をした跡がくっきり読み取れる。

第2節から第4節までは、内田義彦の『社会認識の歩み』（1971年）が下敷きである。内田の

切り出してきた「断片」を水俣病事件の軸に関連付けたものである。

第2節では、「チッソ」により汚染された魚しか食べるものがない困窮した漁民たちが闘争に立ち上がる。企業側も公権力の助けを求める。危機をどう乗り越えるかについての日・欧の比較をしたのち、世論（新聞）にもすでにそれぞれの機構の価値がへばりついていることに触れる。

第3節では、理論を批判的に継承することの見本として、内田は、ホブズ、ルソー、アダム・スミスを選択しているが、共通するのは「唯名論（ノミナリズム）」である。中世からの覚醒が市民社会の形成をもたらしたことを跡付ける。

第4節では、挙証責任の転換の問題を採り上げる。水俣病事件に関して、挙証責任を被害者側から企業側へと転換させるという提案は誰からも起きていない。そういう転換の発想ができないのは、実在論に縛られている日本の社会の常識がバランスを欠いているからであろう。一般的な人類の共通感情を採り上げ、その感情に動かされる人間の行動を見据え中世を転換させたホブズの理論（唯名論）が、日本社会のバランスを欠いた常識を揺さぶり、変革の鍵になることを示す。

第5節では、名称にすでに価値が入っているということを具体的に展開して、行政府で働く人たちの頭の中は実在論で固まっていることを示す。

キーワード：第三者機関、断片、主体、唯名論、挙証責任

1. 「第三者機関」という調停役が何をしてきたか

< A 水俣における漁民闘争と水俣漁業被害補償斡旋委員会 >

水俣病¹⁾の公式確認（1956年）から3年たった1959年ころの漁民たちの生活を、宇井（1968年）、色川（1996年）を参考にたどってみる。

熊本県が漁業組合に対して漁業中止勧告をし、また販売禁止を通達したことにより²⁾、漁民たちは魚が売れず、船を売り、漁具を売り、借りられるだけの借金をし尽くし、生活は追い詰められていた。一方、水俣市魚市場と鮮魚小売組合の人たちは、販売している魚は水俣湾のものではないというプラカードを掲げてデモ行進をしたが、魚は売れなかった。

困窮した漁民たちは、水俣市に陳情に出かけるも、市の煮え切らない態度に失望し、「新日窒（現、チッソ）」との直接交渉に動く。8月6日には水俣漁協（組合長：淵上末記、組合員：297人）の漁民たちと鮮魚仲買商組合（組合長：中尾賢一、組合員：80人）の組合員約400人が工場へデモをかける。そして、漁業補償として1億円を要求した。それに対する新日窒の回答は50万円。しかし、交渉を重ねるごとに新日窒は300万円、1000万円と上積みし、8月17日には1300万円の回答を示した。それでも当初要求額にはほど遠かったので、漁民側はこれを拒否し

て工場へなだれ込み、関係者を缶詰にした。新日窒の要請で機動隊が駆けつけ、もみ合いになり、双方にけが人がでた。

翌18日、水俣漁協の淵上組合長以下7名は、地元選出の3人の県議（田中、長野、深水）とともに中村止水俣市長に伴われて、寺本広作熊本県知事を訪ね、工場閉鎖などを要望し、斡旋を求めた。寺本知事は斡旋を断り、代わりに中村水俣市長を推薦した。中村市長は18日から「斡旋委員会」を作ることにし、9人の委員を選出した⁹⁾。斡旋委員会は、水俣漁協と新日窒双方に対して斡旋を開始し、最終的に以下のような「斡旋案」に同意・調印を得た。

<斡旋案の受諾内容（要約）>

1. 新日窒は、水俣漁協に対して水俣病関係を除く漁業被害補償金として2000万円、漁業振興資金として1500万円、合計3500万円を支払う。（直接交渉のときの最初の漁民側の要求額は1億円。新日窒側の回答は1300万円であった）
2. 1954年に契約した今後の漁業被害補償金として、無期限で年200万円を支払う。（直接交渉のときの最初の漁民側の要求額は400万円。新日窒側の回答は100万円であった）
3. 新日窒が3年以内に6600㎡を埋め立て、水俣漁協に無償提供する。

調印は、1959（昭和34）年8月29日になされた。

A「水俣漁業被害補償斡旋委員会」のメンバー（括弧内は当時の肩書き）⁹⁾

- | | | |
|----|-------|-----------------------|
| 1. | 中村 止 | 斡旋委員長（水俣市長） |
| 2. | 深水 平 | 副委員長（熊本県議会議員） |
| 3. | 長野 春利 | （熊本県議会議員、新日窒水俣労組副委員長） |
| 4. | 小柳 賢二 | （水俣市議会議員） |
| 5. | 田上 憲雄 | 委員（水俣市議会議員） |
| 6. | 南 恒雄 | （水俣市議会議員） |
| 7. | 田淵又次郎 | （水俣市議会議員） |
| 8. | 五島 春雄 | （水俣市議会議員） |
| 9. | 石原和気雄 | （水俣市助役） |

< B 不知火海における漁民闘争と不知火海漁業紛争調停委員会 >

1959年9月になると芦北郡津奈木村に水俣病被害者がでた。津奈木村婦人会は、漁民の生活が苦しくなっていくのを見かねて、全村に米一合以上の拠出運動を展開する。熊本県は視察のみ行い、行政面での対策は何も講じなかった。

10月17日には不知火海沿岸の6漁協（宇土、下益城、八代、田浦、芦北、天草）の漁民たち約1500人が船60隻を連ねて、新日窒に対して「工場廃水を止めよ」との要求を掲げて押しかけた。この後、漁民代表の村上丑夫（熊本県漁業協同組合連合会会長）ら4人は、中央の関係省庁に陳情のため上京し、水俣の被害実態を訴えた。被害者たちの苦しみの映像は議員たちに衝撃を与え、衆議院水俣病調査団（団長：松田鉄蔵）が結成され、11月1日には水俣病調査団17名が熊本を訪れた。調査団は、県、県議会、新日窒水俣工場に対して水俣病の対策の遅れを叱責した。翌2日、不知火海漁民約4000人は、水俣病調査団への陳情と漁民総決起大会のため早朝から水俣市に集まり、新日窒に対し団交を申し入れた。新日窒は団交を拒否。すると、漁民たちは2回にわたって工場内に乱入し、出動した機動隊と衝突、双方に100人以上のけが人がでた。水俣病調査団は予定通り工場内の調査を行い、新日窒の責任を厳しく追及した。

水俣病調査団の行動を新聞の見出しで追ってみると、11月2日の「毎日新聞」には、「場合では特別立法、水俣病へ衆院調査団」とある。ところが11月4日の「熊本日日新聞」によると「松田調査団長語る、特別立法要るまい」と180度転換している。たった2日の間に何が起きたのか。衆議院水俣病調査団は、「現在までに海中若しくは河川中の水銀が問題にされたという例はきかず、まして有毒化したという報告もない」⁹⁾という新日窒の説明に納得してしまったのであろうか。新日窒の熊本大学の水銀説に対する反論は稿を改めて分析してみたい。

新日窒の労働組合は、工場を守るための従業員大会を開き、暴力排撃を訴えた⁹⁾。中村水俣市長、淵上議長、金子商工会議所会頭、江口水俣地区労働会長ら28団体（漁民は入っていない）の代表約50人（いわゆる「オール水俣」）は、寺本知事を訪ね、新日窒水俣工場の廃水は、水俣市全体の死活問題だから流し続けてくれ、と陳情した（傍点筆者）。

11月12日、「厚生省食品衛生調査会常任委員会」は、「水俣病食中毒部会」の答申をもとに、渡辺良夫厚生大臣へ次のような答申をした。「水俣病は水俣湾及びその周辺に棲息する魚介類を多量に摂取することによっておこる、主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものは有機水銀化合物である。」⁹⁾（有機水銀の公式確認）しかし、この部会は、池田勇人通産大臣の圧力で、渡辺良夫厚生大臣によって翌日解散させられた。

11月24日になると、寺本知事は斡旋に乗り出し、「不知火海漁業紛争調停委員会」の委員4名を任命した。漁民代表は当事者ということで委員から外され、オブザーバー1名が加えられた。また、熊本大学も当事者ということで委員から外された。

「不知火海漁業紛争調停委員会」は、下記の如く合計4回開かれた⁹⁾。

- 第1回 11月26日 知事公舎 委員5名
- 第2回 12月2日 むつみ寮 委員5名、オブザーバー2名
- 第3回 12月16日 知事公舎 委員5名、オブザーバー1名
- 第4回 12月17日 知事公舎 委員3名、

県漁連側代表 村上会長以下4名

新日窒側代表 吉岡社長以下3名

「調停委員会」の4回の会議の概略は以下のとおりである⁹⁾。

第1回会議：水俣漁協の漁業補償は8月の時点で済んでいるとして、今回の斡旋対象からは外される。この時、水俣病被害者に対する被害補償は結論がでなかった。

第2回会議：不知火海漁連の漁業補償の要求額は25億円。新日窒の回答はゼロであった。13日、「調停委員会」は、漁連に要求額引き下げを説得する。漁連はこの説得に応じる。

第3回会議：「調停委員会」が「調停案」を提示する。内容は、漁業補償として1億円支払う（内訳は、一時金が3500万円。融資として6500万円。但し、一時金の内1000万円は、11月2日の水俣工場乱入の際、工場に与えた損失補てん費として差し引く）。また、漁連は追加補償の要求をしないことが挙げられている。同時に、被害者補償（78人）として、7400万円（一時金：2400万円、年金：5000万円）が提示された。

第4回会議：調停は深夜に及ぶ。翌18日、漁連は、金額には不満としながらも、「調停委員会の努力に報いる」として、調停案を受諾する。（一戸平均は1万5000円であった）。

調印は、1959（昭和34）年12月18日になされた。

B 「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバー（括弧内は当時の肩書き）¹⁰⁾

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 寺本 広作 | 委員（熊本県知事） |
| 2. 岩男 豊 | 委員（熊本県議会議長） |
| 3. 伊豆 富人 | 委員（熊本日日新聞社社長） |
| 4. 河津 寅雄 | 委員（熊本県町村会長） |
| 5. 中村 止 | 委員（水俣市長） |
| 川瀬 健治 | オブザーバー（福岡通産局長） |
| 岡 尊信 | オブザーバー（全漁連専務） |

< C 見舞金契約と不知火海漁業紛争調停委員会 >（委員会成立はBと同じ1959年11月24日。

見舞金の「契約書」の調印は12月30日）

通称「見舞金契約」といわれる契約の調停委員は、不知火海漁業紛争調停中に、「水俣病患者家庭互助会」が排除されているということで水俣病の被害補償を求めたので、「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーと同一メンバーである。

1959年11月28日、「水俣病患者家庭互助会」（会長：渡辺栄蔵）会員約50人は、被害者補償を

求めて工場正門前に座り込みを始めた。12月15日、「不知火海紛争調停委員会」は、水俣病被害者補償として、けい肺患者の労災補償金の算定を基準にして、被害者78人（擬似被害者1名除く）に7400万円、一人当たり平均95万円の調停案を提示した。しかし、その実態は、死亡者に対しては、30万円と2万円の葬儀代を支払う。生存者に対しては、大人年間10万円、子ども1万円を今年度までの分として支払い、後は年金として支払う。60歳まで生きるとして、その総額が7400万円というものであった。

「調停委員会」は17日から説得に当たるも、「水俣病患者家庭互助会」は上記調停案には不服で、座り込みは続けられる。不知火海漁連と親日室が調印した（12月18日）ことも重なり、「患者家庭互助会」は孤立する。「調停委員会」は、子どもの年金を1万円から3万円に引き上げる案を提示する。27日、「調停委員会」の案を受諾するか否かで「患者家庭互助会」は意見が分かかれ、渡辺会長以下交渉委員は辞任の意を示すも、再び協議した結果受諾することに決まり、1ヶ月にわたる座り込みも解くことになった。

12月30日、水俣市長室にて契約書に調印する。立会人は、中村水俣市長、及び森永商工水産部長以下7人。「患者家庭互助会」は翌日、一時金総額235万円（79名）を受け取る。最高は、一世帯当たり120万5000円（死亡者2名、被害者1名）、最低は1万5000円（子ども被害者1名）というものであった。

「契約書」の調印は、1959（昭和34）年12月30日になされた。

C 「見舞金契約」の斡旋メンバー（「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーと同じ）

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 寺本 広作 | 委員（熊本県知事） |
| 2. 岩男 豊 | 委員（熊本県議会議長） |
| 3. 伊豆 富人 | 委員（熊本日日新聞社社長） |
| 4. 河津 寅雄 | 委員（熊本県町村会長） |
| 5. 中村 止 | 委員（水俣市長） |
| 川瀬 健治 | オブザーバー（福岡通産局長） |
| 岡 尊信 | オブザーバー（全漁連専務） |

<D 水俣病補償処理委員会>（1969年4月25日成立）

1968年、政府が水俣病についての公式見解を発表すると、「チッソ」（「新日窒」は1965年、社名を「チッソ(株)」と変更）の江頭豊社長は初めて被害者の家庭を詫びて回り、補償は誠意をもって話し合うと表明した。「水俣病患者家庭互助会」はそれを受けてチッソと補償交渉に臨んだが、チッソは、補償金の基準がないので第三者機関で基準をつくってもらってからと、交

事は進展しなかった。チッソは寺本知事に「第三者機関」の設置を要望したが断られ、厚生省に補償基準をつくる委員会の設置を依頼する。厚生省は、「第三者機関」を作る条件に、委員の一人選の一任、結論には異議なく従うという「確約書」を出すよう要請した。この「確約書」の提出を巡り、「患者家庭互助会」は、厚生省に斡旋を依頼する「一任派」と、自主交渉を貫く「自主交渉派」（後の「訴訟派」）に分裂する。「確約書」を提出した一任派（54世帯）に対して、厚生省は「水俣病補償処理委員会」を発足させる。

1970年5月、「水俣病補償処理委員会」は、チッソと被害者に対して斡旋案を提示した。この斡旋案に抗議して厚生省内に座り込みがはじまり、逮捕者まで出た。厚生省職員の中にもこの斡旋案に抗議し、被害者の支援に回った人もいたことは¹¹⁾、この斡旋案がいかにかチッソ寄りのものであったかを物語っている。この斡旋案は一部修正の上、一任派に受諾される。

「水俣病補償処理委員会」の「斡旋案」の特徴を、原田（1989年）は次のように3点にまとめている¹²⁾。

1. 「チッソ」の責任を明らかにしていない。
2. 1959年の「見舞金契約」を下敷きしている。物価スライド制は採用している。
3. 補償の等級を細かく細分している。（死者を年齢により5等級に分け、その上1963年以前に死亡した人とそれ以後に死亡した人とに分けている。年金は、年齢と症状4等級との組み合わせにより16等級に分けている）。

D 「水俣病補償処理委員会」のメンバー

| |
|----------------------------|
| 千種 達夫（元高裁判事） |
| 三好 重夫（元内務官僚） |
| 笠 松章（労働者障害等級専門会議委員長、元東大教授） |

以上、斡旋・調停・補償処理を目的とした「第三者機関」が、水俣病事件に対してどのような結果をもたらしたかを見てきたが、この経過から何が読み取れるであろうか。

まず、上記の斡旋・調停・補償処理委員会のメンバーを見てみると、知事・市長をはじめ、県議、市議など、全員「公」の立場にいる人たちである。例えば、Bの「不知火海漁業紛争調停委員会」のメンバーには、専門家の立場から発言できる学識経験者（例えば、熊本大学の水俣病研究者など）が一人も入っていない。これは斡旋委員長の寺本広作熊本県知事が、熊本大学は事件の「当事者」だからという理由でメンバーから外したことによる。なぜ学識経験者が当事者になるのだろうか。学識経験者とは、事実に基づいたデータを提示する研究者のことである。もし寺本知事が、学識経験者が被害者寄りの見解を述べることを恐れて調停委員から外

したのであれば、それは見識の低さを示すものである。

次に、「斡旋委員会」や「調停委員会」のメンバーが異なっていたならば、よりましな結果が得られただろう、という常識的な見解を検討してみよう。これは個人の良心を求める啓蒙的な考え方であるが、これでは制度の改革は望めない。制度の枠の中でどんなに主体的に考えても、制度そのものを作り直すという自覚的な主体（第2節、第3節で後述）がなければ限界がある。言葉上ではルールや制度を作り直すといえても、行政府で働く人たちには組織としての既存のルールや法体系がある。斡旋や調停や補償処理委員会のメンバーの肩書き（上記、A、B、C、Dのメンバー表の括弧内の肩書き参照）に注目してみると、ほとんどの人たちが元も含めて行政府で働く人たちである。平たく言えば「税金」で給料をもらって、市民の安全を守る務めをしているプロフェッショナルである。仕事の足跡もすばらしいに違いない。その申し分のないメンバーが集まって斡旋や調停や補償処理をした結果があまりにも貧しく、悲しくなるほどに残酷である。困窮した漁民たちは危険な魚を食べなくてよくなった、わずかばかりの金銭が得られたのだからという理由で、この委員たちを認められるかどうか、一人ひとりが胸に手を当てて問うてみてほしい。既存のルールや法体系の壁は厚い。しかし、この厚い壁を破る方法もあるはずだ。そう信じて努力する跡でもあれば救われるのだが、あたかも露天で売り手と買い手が物品についての値段交渉をしている図になっていることが残念である。

本節を締めるに当たり次のような問いを発してみる。もし、この委員たちの誰かが、通産省とチッソに対して以下に述べるような「包括的取引」をもちかけていたら、事態はどうなっていたらだろうか。チッソを後押しする通産省の担当者が、チッソが操業を続けないと日本経済が立ち行かなくなるので危険な廃水を流し続けることに決めたのであるならば（それは後世に禍根を残すが）、困窮した漁民たちに魚を食べなくてもよいような生活の手当てをする（米などが買える資金を提供する）ことを条件に、通産省とチッソに対して取引をするのである。これは一例であるが、包括的視点から提案するという知的な試みが全くなされていないところに、行政府で働く人たちのプロとしての自覚が問われるのである。

2. 断片を切り出してくる主体の重要性について

原田正純の『水俣病』（岩波新書）が出版されたのが1972年。それより1年前の1971年に、内田義彦の『社会認識の歩み』（岩波新書）が出版されている。この本のタイトルには水俣病という文字はない（本文中にもない）。そして、「この本は、かなり伏線がはりめぐらしてあるのだ」（内田、120頁、傍点筆者）とか、「この本で私は、あぶり出し方式の伏線を意識的にはりめぐらした」（内田、208-209頁、傍点筆者）という謎解きのような言葉がある。著者の言う「伏線」を「水俣病」にあてはめて読み返してみると、みごとに読めてしまう。そこで、著者内田の視線に沿いながら本節を進める（内田の著書からの引用は、「内田、・・頁」と表記）。

内田はこの本の中で「断片」を読むことを強調している。「まず、断片、断片を身につまされる形で知る、そこから始めるべきであります」（内田、58頁）、と。以下、内田の著書の中から、筆者にとって「身につまされた」五つの断片を取り出し、筆者が思う配列に並びかえて展開する。

一つ目の断片は次の箇所である。「これだけは絶対食べちゃいけないというものを、食べなきゃ絶対生きられないという現実がある」（内田、197頁）。「これ」を「汚染魚」と読み換えると水俣病の現実が浮かび上がってくる。この表現の字面だけを読めば、なぜ危険だと思っている魚を食べたのだ。魚ではなく米やパンを食べたらよいではないか。魚が危険だと知りつつ食べたのは、漁民たちの自己責任ではないのか、と思ってしまう人は、水俣の漁民たちの困窮が理解できていないのである。

二つ目の断片は、労働者の団結と雇い主の団結についてである¹³⁾。労働者の団結とは次のようなものである。即ち、「できるだけ大きな声を出してワイワイ騒ぎ立て、往々にして最も恐るべき乱暴狼藉を働く。彼らは絶望必死である。・・・絶望した人の馬鹿と無法をしでかす。彼らは餓死するか、然らずんば何としても雇い主を威嚇して、直ちに彼らの要求に従わせねばならぬのだ」（内田、166頁）。これは18世紀中葉のアダム・スミス（Adam Smith, 1723-1790）が見たイギリスの労働者の現実である。この現実は、20世紀のわが国の水俣漁民たちの闘争と重なっている。他方、アダム・スミスはその筆で、雇い主の団結について触れている。雇い主の団結は、「実行の瞬間まで極度の沈黙と秘密のうちに運ばれるのが常」で、労働者の「不正」を世間に知らせるため、「労働者同様に、囂々と騒ぎ立て、官権の援助をまた、僕婢、労働者、および年季上り工の団結に対して、頗る手きびしく制定された法律の厳格な適用を声高に求めてやまない」（内田、166-7頁）のである。新日窒の経営者たちは、漁民たちの乱入に対して、機動隊を呼んだり、団交を拒否して第三者機関を立てないと交渉しないといたり、漁民側の不正（傷害行為、器物損壊など）に対して法律に訴え、広くマスコミに伝えたのである。

三つ目の断片は、企業と公権力の結びつきである。そのときいかなるひどい事態が生じるかを、スミスは『国富論』のなかで東インド会社を例にとって述べている。東インド会社は、イギリス政府の権力をバックに、インドの行政府を私物化し、ある場合には農民を強制して稲作地にケシを植えさせ、またアヘン過剰の場合には独占価格を維持するため、ケシの栽培を今度は稲作へ転換することを農民に強要するというやり方で、インド人を「一年に3、40万人も餓死」させながら巨大な財産を得ていた¹⁴⁾。イギリス本国の議会では、独占を強化する提案に反対する議員があろうものなら、不名誉な罵詈雑言や人身攻撃の侮辱はもとより、提案した議員は肉体的危険にさえさらされることになるので、特権を規制する新しい法律や規定は提出しづ

らなかった。

内田はマルクスを引用しながら、次のような二つの必然性について触れている¹⁹⁾。資本が自然を開発し・掘りつくす（搾取、アウスボイトック）自己運動を展開すると、自然すべてがダメになってしまうので、労働日の短縮を義務づける法律（「工場立法」）が議会で提出されざるを得なくなる。しかし、同時に資本家や政府は、私有財産制度の原則に基づくものであるので、上程される「工場立法」が議会レベルでも実施の段階でも「骨抜き」にされるという必然性がある。公害問題に関して言えば、次のようになるであろう。「公害基本法といったものが、いやいやながらもとにかく襟を正して議会上程されざるを得ない、そういう必然性がある。」（内田、195頁）ところがまた、「上程された法律が小骨一本残さずにきれいさっぱり骨抜きにされちゃう、そういう必然性もまたある。そこで公害立法を勝ち取る闘争が、目の前に進行しているわけです。」（同上）

企業が公権力（特権階級）と結びついたわが国の例が、第1節でも述べた幹旋・調停等の第三者機関である。Aの「水俣漁業被害補償幹旋委員会」にはチソの社員が3人も含まれていたし、BやCの「不知火海漁業紛争調停委員会」には学識経験者が1人も含まれていなかった。そして、Dの「水俣病補償処理委員会」の設立時には、厚生省の圧力で委員会の決定には異議をとらえないという「白紙委任状」を提出させたという経緯がある。「第三者機関」といっても、A、B、Cは地方の公権力、Dは国家という公権力を担っており、漁民たちは望まぬ結論を承諾させられたという感否めない。その間、新日窒は、原因物質の特定が先だという理由で、工場廃水を流し続け、被害を拡大させたのである。

四つ目の断片は、危機に対するヨーロッパと日本の対応の違いである。18世紀はヨーロッパ社会が旧社会から新社会へと大きく変化した時代である。イギリスにはピューリタン革命後に産業革命が起こり、ヨーロッパ大陸ではプロシャとオーストリアが発端になりヨーロッパ全土が巻き込まれた7年戦争（1757～1763）が起きる。それに続いてアメリカ独立革命、フランス革命が起こり、各国は政略と戦争の場と化していた。しかし、ヨーロッパはこの危機をチャンスに変え、「理論の伝達」（ホップズ、ルソー、スミス）がなされ、ヨーロッパの憲法（つまり、各国の社会制度）を変えた。こういう現状を深く洞察したアダム・スミスは、各人の利己心が各国民の富となり、各国民の利益の追及が世界の繁栄につながる、そういう制度があるはずだと確信し、その制度を『国富論』（1776年）のなかで提案したのである（内田、173-4頁）。

日本では、幕末から明治にかけて政治上の危機があったが、明治新政府は欧米化政策を取ることでこの危機を乗り越えた。新政府がとった政策の一つに、太陽暦の採用がある。1873（明治6）年、新政府はこれまでの太陰暦から太陽暦へ暦を変更した（同時に時刻制度も不定時法から定時法へ変更された）。この結果、明治5年は明治6年に繰り上がったが、改暦の暦には「神武天皇即位紀元二千五百三十三年太陽暦」と印刷されていた。月の満ち欠けは自然科学の

威力であるが、改暦は神武天皇様のご威光である、というわけである。このように自然科学の上には、神話の神武天皇をもってくることにより、「コペルニクスの転回が、まことに非コペルニクスの形」出てくることになった（内田、28頁）。この「非コペルニクスの形」は、その後の日本の高度成長に見合い、学問を管理社会の有効な手段とすると同時に、素人の口を封じる手段ともなった、と内田は診断を下している（内田、同上）。ヨーロッパでは危機をチャンスに変えるダイナミックな運動が起こったが、日本ではせっかくのチャンスが古代回帰で変革の芽が摘まれてしまった。

第五の断片は、新聞の記事である。「新聞は新聞の思想を知って初めて読むことができる。が、新聞の思想を知ること自体、事実はどこでどうゆがんで、紙面上の記事になるのかということを追究するなかで確かめるよりほかない。新聞(Zeitunngswesen)に携わっているさまざまな人々の仕事を、その人々がおかれている機構とともに知る必要がある。」(内田、119-120頁)。水俣病の原因が「メチル有機水銀」であることが判明する前に、「爆弾説」や「アミン説」が新聞紙上に掲載され、漁民や読者を混乱に招いたことはよく知られている。

3. 体系感覚を生育させるのは体系ではなく主体である

「日常の世界にべったりくっついていては学問はできません」と内田は述べている（内田、21頁）。学問をするためには「体系を知る。体系的に読むということも必要です。そうしなきゃ社会科学にならないわけです」と体系的に読むことの重要性を指摘する。しかし、「体系的に考えることは、自分のなかでの体系感覚の生育というものと結びつけなければならない。」そうでないと、「体系について知っていても、体系的に考えるということにはならない」とも言っている（内田、71頁、傍点著者）。その体系感覚が育っていくためにも、まず断片をこの眼でとらえることが必要なのである。内田のいう「体系感覚」とは、私なりに言い換えると、「鍛えられた体系(=自分の座標軸)」のことで、これを「生育」するとは、現実、現場を大切に、出会った対象(出来事)を自分の座標軸に当てはめてみることである。その際大切なことは、自分の座標軸に含まれるルールや制度を閉じて完結したものと考えないことである。身につまされる断片(=新しい対象)は、自分の座標軸そのものを深く揺さぶってくる。そして自分の座標軸を鍛えて変容させると、ものの見え方が違ってくるのである。

内田は、アダム・スミスは、ホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)を批判的に読み取ったルソー(Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778)と、そのルソーを批判的に読みかえることによって、ホブズの理論を継承していると考えている。そういううねりのなかでホブズやルソーの精神と方法が生かされることを「理論の伝達」と呼んでいる(内田、181頁)。この三者(ホブズ、ルソー、アダム・スミス)に一貫していることは、制度やルールを人間の側から

問うたという姿勢である。この姿勢がなぜ日本のなかには希薄なのかということは後に第4節で触れる。

ホブズは、画期的な方法として、人間の側からあるべき制度を考えた。自明なものは生きている人間諸個人であって、ルールや国家は人間のために人間が創り出したものである。古代・中世を通して自明のものと思われていた国家や制度の在り方を問うたのである。そのホブズの著書『リヴァイヤサン』(1651年)を批判的に読んだルソーは、ホブズの自明な生きている人間は、その性質自体のなかに旧体制を内包しているのであって、既に体制によって汚染・変質されている、と批判する¹⁶⁾。そこでルソーは、私有財産制度に汚染されていない自然人を想定して、当時(18世紀ヨーロッパ)の文明を批判したのである。

しかし、スミスは、ルソーが嫌った「野心(=利己心)」を、人間が人間であるかぎり捨て去れないものであると考えて、ルソーを批判した¹⁷⁾。「野心を捨てよ」は自分に言い聞かせる倫理ではあっても、道徳哲学の前提として野心を捨てた人間をおくことはできない。野心を捨てた人間をおくと、往々にして特権階級から大衆に向かって「野心を捨てよ」と命じられる危険にスミスは気付いていたのであろう。アダム・スミスは、ルソーが批判した「利己心」を、「自己への関心 interest」という意味に広げ、人間の普遍の本性として確認する。しかし、この「利己心」が、国際法を無視する力をもった大国の国家的利己心や、一国の法律を支配しうる権力をもった支配階級の利己心(両者を含めた特権階級の利己心)の発動につながると、ひどいことになる。スミスは『国富論』のなかで指摘している¹⁸⁾。

スミスはこの「利己心」を、もう一つの人間の本性である「同感」(sympathy)と結び付け、もし機構がこうなら、同じ「利己心」をもった人間として私も同じ行動をとったであろうと、彼(例えば、東インド会社とそこで働く人)がおかれている「地位」や「政治の制度」を問題にする。「利己心」が悪しき制度によって妨げられなければ、「同感」と結びついた「利己心」は、同等の存在である他者によるチェックを受け、市民社会形成の主体的要因となる。

これを「斡旋委員会」や「調停委員会」や「補償処理委員会」のメンバーに当てはめてみると、彼らが置かれている「地位」や「政治の制度」を問題にしなければならない。「地位」とは公的立場、即ち公務員である。「政治の制度」とは、厚生省より通産省の方が政治力が強い、つまり日本経済の前進のためには市民の命を犠牲にしてもよい、という力学が働いたことである。それぞれの省で働く人たちは、自明なものが国家であり国益だと考え、国家あつての市民(人間)という、共通の認識をもっていると考えざるをえない。

4. 挙証責任の転換と唯名論

挙証責任に関する内田の発言を引用する。「挙証責任の所在という言葉は法律用語ですけれども、今は公害問題でよく使われますね。公害が発生した。そのことは事実だ。ところで、あ

る工場がそれを意識的に引き起こしたということを被害者の側が実証しなければならないのか、逆に工場の側で、公害を引き起こしていないということを立証しなければならないのか。実際問題としてたいへんな違いがそこから起こってきます」（内田、111-2頁、傍点著者）。

上記のことをチッソに関連付けていうと、水俣病の原因物質の特定を原告側が背負ったため、水俣病の公式確認（1956年5月）から熊本大学の正式発表まで7年もの年月がかかってしまった（1963年2月）。そして、チッソがアセトアルデヒドの製造を停止するのが1963年5月。それを待っていたかのように、同年7月、政府は水俣病の原因物質についての公式見解を発表する。結局、公式確認から12年もの長期にわたってチッソは有機メチル水銀を流し続けたことになる。挙証責任を、被害者側からチッソ側に転換できていれば、被害はここまで拡大しなかったであろう。

挙証責任の転換が可能になるためには、まず、個体（人間）の側から法（ルール）や国家の制度を問うことが不可欠である。そうすることで、既存の枠組みである法（ルール）や国家の制度のゆがみが見えてくる。ところが、日本の社会では、個体の認識が希薄であるので、法律家、医者、弁護士、社会学者などから挙証責任の転換へのアプローチがなかった。そのため公害企業を長々と温存させたのである。日本人の個体概念の希薄さには、家制度などの歴史的なこともあるが、何よりも哲学でいうところの「唯名論」¹⁹⁾の伝統の欠如が挙げられる。

「唯名論」の基礎にあるものは現実の人間の行為である。内田は、ホッブズ理解を面白い例で解説している。テレビの番組調査において、「これはいい番組ですか」というのと、「どの番組を見ますか」というのでは結果がまるで違う（内田、19頁）。ホッブズが国家の成立を組み立てる素材に用いた人間は、「どの番組を見ますか」に対して「私はこの番組を見ます」と答える人間の行動である。ホッブズは、人間の行動の基礎にあるさまざまな情念、欲求や嫌悪などの一つひとつ定義を与え、それを積み重ねて国家の素材であり、国家の創造者でもある人間を構成していく。ホッブズは人間を機械的な運動体として見、そしてそれのみを前提としている。それ故、既存の統治者（特権階級）と民衆の関係、法、制度は一旦ご破算にされ、人間が集まって生活をするためにはいかなる条件が必要か、という視点から国家や法が考えられることになる。国家や法は人間の自己保存のための手段にすぎない。こうして構成された人間は、平等であるがゆえに相互不信に陥りまた互いに敵となり、「各人の各人に対する戦争」（warre of every one against every one）が生じる。それを避けるためには「自然権」（right of nature）の一部を放棄し（lay down）、「共通権力」（common power）のもとに平和に生きることを選択せざるをえないという、ホッブズの国家論が成立する。

内田は、ホッブズ国家論の現代的意義は次の点にあると言っている。即ち、ルールや国家は自明のもので、自己目的でもない。ルールが、またそれを強制する国家が正しいという保証はどこにもない。自明なものは生きている人間諸個人であって、そのためにこそルールや国家はある。だから、存在の立証責任はルールや国家の側にある。ホッブズはそのことを確認して

理論を作ったのである（内田、114頁）。

言語の領域でも、上記のルールや国家と人間の関係について同様の状況がある。それが「固有名詞（固有名）」と「普通名詞」の関係である。通常、固有名詞というと、他と交換がきかない名詞のことで、「テムズ川」や「富士山」がそれに当たる。それに対して普通名詞は、多数の個体の集合に適用される名詞で、「川」や「山」がそれに当たる。中世を逆転させたアダム・スミスは、「諸言語の起源に関する論文」の中で、普通名詞はもともと固有名詞として発生したとして、以下のような例を挙げている。ある一人のいなかものがいて、彼は、自分の家の前を流れている川の固有名詞を知らなかった。彼はそれは川だといった。彼にとって川という一般的な語は、ひとつの個別的な対象を意味する固有名詞であったことはあきらかである。逆に、テムズの岸に住んでいて、川という一般的な語を知らず、「テムズ」という特定の語だけを熟知している無知な男が、ほかの川へ連れて行かれたとしても、それを「テムズのようなもの」と呼ばないとは想定できない、と述べている²⁹⁾。後者の例は、固有名詞を普通名詞に転換させている例のようにも見えるが、これは使用法の問題であって、アダム・スミスが固有名詞の普通名詞に対する優先を主張したことには間違いないだろう。

上にも述べたように、ホブズやアダム・スミスの中には、個々の具体的なものは実在するが、「人間」や「川」といった普遍は、個々の共通点をまとめた観念または抽象にしか過ぎないという唯名論の考えがある。こういう唯名論の考え方を具体化したのがイギリス経験論である。ホブズを批判的に継承したアダム・スミスは、人間の分業（商業）活動などにおいて、市民社会の形成にいたるプロセスを提示した。アダム・スミスの言語論は、個から集合概念が形成されるという意味で、彼の市民社会（経済学）と基を一にしている。日本には、唯名論の伝統がないので、一人ひとりの顔が見える政策に結びつかない。

水俣病に関する第1回目の論文「企業と倫理—公害問題を哲学的に読む—」（『九州共立大学紀要』第108号、2007年）の中で述べたことがあるが、日本では選挙権のない法人が、あたかも自然人（生きて歩いて選挙に行ける人）であるかのように巷を闊歩し、政治献金できるのである。利便性のための法律上の人としてつくられた「法人」と「人間そのもの」の境界を無視して、日本では個人献金が弱いから今のところ法人の政治献金を認めようという「ご都合主義」の判断は、近代市民社会の形成に当たって阻害要因となってきた。それも専門家、行政府で働く人たちが、自覚的に選択してご都合主義を定着させてきたように思える。例えば、ホブズの『リヴァイアサン』の翻訳にあたって、そのご都合主義は発揮されている。

田中（1966年）によると、日本でホブズが紹介されたのは、1883（明治16）年7月、当時の文部省編輯局が『リヴァイアサン』第2部を『主権論』として翻訳出版したのが最初であったという。その際、文部省編輯局はかなりの取捨選択を行っている。即ち、国家設立の重要な哲学的基礎をなす第1部「人間について」は省かれており、第2部「コモソウウェルスについて」も26章「市民法について」をはじめいくつかの省が省略されているのである³⁰⁾。ホブズ

が主権者の絶対性（第2節）を説いたのは、各人の自己保存を守るためであって、契約に違反する行為を認めると自然状態（戦争状態）へ舞い戻ることになり、悲惨な状態になることを恐れたからである。第1部を省いて第2部だけを訳出したのでは、国家の絶対性ばかりが突出し、各人の自己保存（生命の尊重）という契機は大きく後退してしまう。

このように新しい理論や制度を日本の専門家や行政府で働く人たちが取り入れるとき、その理論や制度が産出された哲学的基礎を無視し、日本の現状維持に都合のよい部分だけを取り入れようとする傾向がある。しかし、このことは、一般市民にとっては不利であったり不都合であったりすることが多い。なぜならば、情報の一部を黒塗りにして公開する行政府で働く人たちの習慣を温存させ、その温存が不正の温床となってきた事実があるからである。最近でも薬害エイズ、薬害C型肝炎、石綿（アスベスト）被害など、行政府で働く人たちが迅速にデータを公開しなかったため、一般の市民が苦しむ事件が多発している。なぜ主権在民の憲法をもちながらまるで国家主権のような行政システムになってしまうのか、なぜ生命をもった人間に犠牲を強いる行政システムが今もって続いているのか。

その背景には、欧米の土壌で生まれた理論は日本の土壌に合わないという強い思い込みが、研究者や行政府で働く人たちの共通認識になっていることがあるのではなかろうか。日本固有の文化や土壌に固執するあまり、自ずと既存の権力の既得権益が守られ、思い切った改革ができないのではないだろうか。生身の人間に関わる分野の理論や研究は、普遍性という視座に立つ認識が必要であろう。

5. 行政府で働く人たちの名称のつけ方に関する考察

この原稿を書いているとき、事故米転売のニュースが飛び込んできた。瞬間、「事故米」の意味が分からなかった。米が事故にあったのかと冗談にも思ってしまった。新聞には「事故米」と「汚染米」の記述がある。事故米という名称の出所は記事には載っていないが、回収された米の袋に「事故品」とある²⁹ことから想像すると、農林水産省ではメタミドホスに汚染されたり、カビが発生した米を事故品と呼び習わしているようだ。対象物は同じなのに、呼び名が異なることで命名者の意図が感じられる。事故米だと危険度が低く受け取られ、汚染米だと危険度が高く感じられる。市民（消費者）や日本語に対して誠実であろうとすれば、危険度の高い方の表現を選択すべきであろう。農林水産省は、メタミドホスなどに汚染されている危険度の高いことを隠すために、危険度が低く感じられる「事故」を選択したのかも知れない。仮にそうであるならば、農林水産省で働く人たちの体質は、水俣病事件に対する名称のつけ方によく似ていると思われる。

水俣病は、発見された当時は「奇病」と呼ばれていた。1957年、熊大研究班では、奇病と呼ぶのは医学的ではないという理由で、仮称として、地名を入れた「水俣病」を使い始めた。そ

れが1958年8月に、約1年半ぶりに茂道で被害者の報告があると、新聞各社は一斉に水俣病と報道するようになった。1969年に厚生省は「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」で、「国内外で通用している」（傍点筆者）ことから病名を水俣病と指定した。同委員会は、翌年3月、「既に国内外で定着している」（同上）という理由から、「政令におり込む病名として『水俣病』を採用するのが適当」と報告した²³⁾。厚生省が決めた水俣病という病名は、国内外で「通用している」、「定着している」ということが根拠となっている。

この厚生省や上記各種委員会の態度は、物事を根本から考え、後に検証しやすいようにできるだけ誠実な表現をするという姿勢からほど遠いものである。「水俣病」という名称について斉藤（2006年）は、ロチェスター大学のM教授のこぼしを引用して日本の考え方の基本の遅れを指摘している²⁴⁾。M教授は、水俣病という病名では、この病気が「メチル水銀中毒」であることが分からない。水俣病という名称は、「美しい水俣の町と住民の品位を汚し」、「工場廃液によって多くの人たちが犠牲となった事実を取り繕う言葉ではないか」、と語っている。また水俣病というと、どのような診断基準で、どのような人に罹りやすいかなど「個人の問題」に還元されるが、「中毒」というときには、原因、汚染の程度と症状の関係、予防の問題へと広がっていく。日本には、「中毒」という考え方が、学者にも行政にも欠けている、と批判している。水俣病事件は、一地方の風土病というものではなく、世界問題として、世界の人々と情報を共有し、また世界に警鐘を鳴らすべき事件である。水俣病という名称では、そのメッセージが世界に伝わらないのではないかと思われる。水俣病という名称に関しては、水俣市でも、1973年に市や商工会議所、環境協会等が中心になって、病名変更の署名運動（有権者の72%）を展開し、環境庁などへの陳情を行っている²⁵⁾。

大事な名称を決めるときに、行政府で働く人たちが決めると、事実を曲げたり隠蔽したり実態からずれた名称になってしまう例が多い。例えば、以前から気になっていた言葉に「水俣病患者」がある。患者には加害者が結びつきにくい、被害者にはすぐに加害者がいることが理解される。加害企業が特定されていない奇病あつかいのときには患者でもよかったかも知れないが、加害者がほぼ定まってからの患者という呼び方には不誠実さが感じられる。栗原（2000年）は、コッシュマンの「水俣病患者」の英訳語‘Minamata disease sufferer’を紹介している²⁶⁾が、水俣病患者は、「患者」（patient）ではなく、水俣病にさせられた「被害者」なのである。上記のことを踏まえて、「有機水銀中毒被害者」と「水俣病患者」の名称を比べてみよう。比較するとよく分かるのだが、この二つの名称の間に隠されているものは、行政府の制度とそこに働く人たちの意識である。些細なことのように思われる名称の差が、恐ろしい結果を生む事実から目を逸らしてはならないと実感する。

最後に「第三者機関」という名称も具体的に検討してみよう。公的立場の人たちの言語使用をチェックすると、見えてくるものがある。第1節で述べた各種委員会名を再度下記に抜き出してみる。

- A 「水俣漁業被害補償斡旋委員会」
- B 「不知火海漁業紛争調停委員会」
- C 「不知火海漁業紛争調停委員会」（「水俣病患者家庭互助会」への補償、見舞金契約）
- D 「水俣病補償処理委員会」（補償の基準を決める「第三者機関」）

1956年5月に水俣病の公式確認をしているにもかかわらず、1959年8月に「漁業被害補償」という名称の委員会を立ち上げるのは、現実とずれているのではなかろうか。水俣病患者が抜け落ちている。さらに同年11月の「漁業紛争調停」という名称からは、漁業組合同士の紛争を調停するように受け取れる。ここにも被害者が抜け落ちている。同年12月になって、ごっそり抜け落ちていた水俣病患者の側から異議申し立てがあり、「紛争調停委員会」という名称の委員会が「調停」に当たった。そして、ただの「契約書」のなかに、「見舞金」として金額を支払うという説明がある²⁰。被害者は被害を被ったという認識をしているのに、新日窒は加害者としての認識を持っていないといういびつな状況がこれら委員会の名称に現れている。1969年の第三者機関としての「補償処理委員会」の立ち上げは、本来補償の基準を決める委員会であるはずなのに、補償処理という表現からは、「水俣の有機水銀中毒被害者」の困窮している人間が抜け落ちている。

おわりに

水俣病に関する論文では、本稿で3回目になる。今まで先輩たちが築き上げ遺してくれた第一次資料の中で断片を取り出し、倫理学の視点から問題提起をしてきた。ところが、ここにきて言語使用についての素朴な疑問が頭をよぎり、すでに活字になったものとの整合性に頭を痛めている。それは、水俣病がいつからどのような経緯で「水俣病」という名称で呼ばれるようになったのかという（単純といえば単純な）疑問である。これは調べると分かったのであるが（本稿第5節、参照）、では、それまでは「奇病」と書くのがよいのであろうか。言い換えれば、名称を厳密に跡付ける必要があるのかという問題である。名称だけでは「論点先取の誤謬」になる危険性は低いと考えられるが、後の研究者たちのためには、事実に忠実に表現することを提案したい。

法やルール、制度を敗戦で大転換させても、それを駆使する行政府で働く人たちの一人ひとりの座標軸が狂っていたなら、悲劇は避けられない。不完全な人間が不完全な法やルール、制度を駆使して人間の命を守るためには、事件後の検証が有功であると考え。水俣病の第三者機関の委員たち全員の固有名や肩書きまで書きつらねた理由は、責任が固有名に宿り、後々までその固有名が何をどう判断したのかが問いつけられることを重要視したからである。できればその固有名が発言した内容を、議事録（残っていればの話だが）として残し、公開すること

が大切になる。そうすることで、あるポストのAという固有名が陥り易い安易な現状維持の判断や不作為などを、私たち市民が見張ることができ、起こりうる悲劇を減することができると思う。

<注>

- 1) 「水俣病」という名称に関しては、「公式発見」の時点では原因が分からず「奇病」と呼ばれていた。それ故「水俣病の公式発見」という表現はおかしいのであるが、「奇病の公式発見」というのも変なので、ここでは通例の表記に従う。尚、「水俣病」という名称が使用されたいきさつについては本稿第5節を参照。
- 2) 熊本県は、1957年3月(20日)、水俣市に対して想定危険海域での自主的操業の禁止等を含む要望書を送っている(『水俣市における奇病発生に伴う漁業対策要望書』、『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号226)。熊本県は同年7月の段階では、「食品衛生法第4条」の適用を、原因が分からないとして逡巡しており、摂食しないようにとの行政指導で対処しようとしている(『水俣市奇病対策打合せ概要』1957年7月30日。『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号234)。尚、水俣病関西訴訟最高裁判決(平成16年10月15日、第二小法廷判決、平成13年4月27日、大阪高等裁判所)では、「食品衛生法」の不適切に関して、国や県に違法性はないとの判断を下している。「食品衛生法」第4条が規定しているのは、「有毒な」物質が含まれているものなどの販売禁止であって、「有毒な疑い」(1972年に「有毒な疑い」と改正)のある魚すべてを禁止するわけにはいかないというものである。また、販売禁止は「営業者」に対する規制であって、漁民たち自家摂取しているものたちは規制の対象外であるとの理由である。これに対して阿部(2006年)は、それは「全くの形式論」で事態の緊急性を無視していると反論している(阿部泰隆「行政理論からみた水俣病最高裁判決の評価」、『水俣病研究4』弦書房、2006年、所収、12頁参照。)
- 3) このメンバーの中には新日窒の関係者が3人も含まれていたという(宇井(1968年)、71頁)。
- 4) 『水俣病事件資料集上』葦書房、資料番号199』参照。但し、本文表記中の括弧内の肩書きは本資料のものではない。
- 5) 「水俣病原因物質としての「有機水銀説」に対する見解(第一報)」(『水俣病事件資料集上』葦書房、所収、資料番号122)。
- 6) この時点で、組合員の何人かは水俣病の真相を知っていたらしい(宇井(1968年)、107頁)。
- 7) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号329。
- 8) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号305。
- 9) 宇井(1968年)、119-131頁を参照した。
- 10) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号303、304。但し、本文表記中の括弧内の肩書きは本資料のものではない。
- 11) 「告発」号外、1970年6月14日。
- 12) 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年、69頁。1962年以前の死者は320万円~400万円。1963年以降に死亡すれば、145万円~290万円というもので、大阪ガス爆発の補償金の最高額1,900万円と比べると、額の低さが際立っている。
- 13) 以下の引用は、アダム・スミス『国富論』からの引用だが、内田の翻訳をそのまま使用している。他の箇所も同様である。尚、「労働者の団結」、「雇い主の団結」は、水田洋監訳では「職人たちの団結」、「親方たちの団結」となっている。『国富論1』水田洋監訳、杉山忠平訳、122-3頁参照。
- 14) アダム・スミス『国富論1』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2000年、132頁、参照。

- 15) 内田 (1971年)、192頁。マルクス『資本論 2』岡崎次郎訳、大月書店、1972年、第 8 章 労働日、第 6 節、第 7 節、参照。
- 16) ここでルソーは、ホッブスの「利己心、自尊心」(amour-propre) に対して、「自己愛、自愛心」(amour de soi, amour de soi-même) を対置する。そして、ホッブズに欠けていたもう一つの人間の原理として「憐れみ」(pitié) の情を付け加える。ルソーのいう自然人、つまり私有財産制度が出現する前の自然人は、「自己愛」と「憐れみ」という二つの感情のみを持っていた。(ルソー『人間不平等起源論』岩波文庫、本田喜代治・平岡昇訳、71-75頁、「ルソーの注 (o)」181-2 頁、参照。)
- 17) アダム・スミスは「野心」は、人間を欺いて、土地を耕作させ、家屋を建築させ、都市と公共社会を建設させ、科学と技術の発明改良に貢献するとしている。(アダム・スミス『道徳感情論下』水田洋訳、岩波文庫、2003年、16-25頁)。
- 18) アダム・スミスは、『国富論』第 4 編第 7 章でオランダやイギリスの東インド会社で働く人たちの横暴について指摘している(『国富論 3』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2001年)。
- 19) 「ノミナリズム」(nominalism) ともいう。実在するものは「個物」だけで、「普遍 (一般的なもの)」は名前だけで実在しない、とする考え。太郎、次郎など、一人ひとりの人間は実在する。しかし、「人間」一般的なるものはどこにもない、とする考え(思想の科学研究会編『増補改訂 哲学・論理用語辞典』三一書房、1993年、参照)。
- 20) 「言語の起源に関する論文」(アダム・スミス『道徳感情論下』水田洋訳、岩波文庫、2003年、所収、405 頁)。尚、「言語の起源に関する論文」は、本書第 3 版より収録された。
- 21) 田中浩「日本におけるホッブズ研究について」(世界の大思想13『ホッブズ リヴァイアサン<国家論>』河出書房新社、1966年所収、「解説」507-512頁)。永井道雄「恐怖・不信・平和への道」(中公バックス 世界の名著28『ホッブズ』中央公論社、1979年、所収、40頁)。
- 22) 「毎日新聞」朝刊、2008年 9 月13日付。
- 23) 以上は、水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年、10頁、を参考にした。
- 24) 齊藤恒「水俣への思い」(水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年、所収、363-4 頁)。M教授は「水俣病」という名称ではなく、「熊本のメチル水銀中毒」、「鹿児島島のメチル水銀中毒」、「新潟のメチル水銀中毒」とい名称を提案している。
- 25) 水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年、10頁。
- 26) 栗原彬編『証言 水俣病』岩波新書、2000年、8 頁。ちなみに筆者は、これまでの論文の中で「水俣病被害者」という用語を一貫して使用してきた。拙稿「企業と倫理」2007年、「水俣病における第二次被害」2007年、参照。
- 27) 『水俣病事件資料集上』葦書房、1996年、資料番号104。

<引用文献ならびに参考文献>

- 色川大吉「不知火海民衆史」(『色川大吉著作集第 4 巻 地域と歴史』所収、筑摩書房、1996年)。
色川大吉編『水俣の啓示—不知火海総合調査報告—上・下』筑摩書房、1983年。
宇井純『公害の政治学—水俣病を追って—』三省堂新書、1968年。
内田義彦『日本資本主義の思想像』岩波書店、1967年。
内田義彦『社会認識の歩み』岩波新書、1971年。
宇沢弘文『自動車の社会的費用』岩波新書、1974年。

- 川本輝夫『水俣病誌』世織書房、2006年。
- 栗原彬編『証言 水俣病』岩波新書、2000年。
- 最首悟・丹波博紀『水俣五十年 ひろがる「水俣」の思い』作品社、2007年。
- 齊藤恒「水俣への思い」（水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年、所収）。
- 庄司光・宮本憲一『日本の公害』岩波新書、1975年。
- スミス、アダム『国富論1～4』水田洋監訳、杉山忠平訳、岩波文庫、2000～1年。
- スミス、アダム『道徳感情論上・下』水田洋訳、岩波文庫、2003年。
- 田中浩「日本におけるホップズ研究について」（世界の大思想13『ホップズ リヴァイアサン〈国家論〉』水田洋、田中浩訳、河出書房、1966年、所収、「解説」より）。
- 永井道雄「恐怖・不信・平和への道」（中央バックス 世界の名著28『ホップズ』永井道雄、宗片邦義訳、中央公論社、1979年、所収）。
- 高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年。
- 都留重人編『資本主義と公害』岩波書店、1968年。
- 水俣病研究会編『水俣病事件資料集』上巻、葦書房、1996年。
- 原田正純『水俣病』岩波新書、1972年。
- 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年。
- 原田正純・花田昌宜編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年。
- ホップズ、トマス『リヴァイアサン1～4』水田洋訳、岩波文庫、1992年、改訳版。
- マルクス、カール『資本論2』岡崎次郎訳、大月書店、1972年。
- 水田洋『近代人の形成—近代社会観成立史—』東京大学出版会、1954年。
- 宮澤信雄『水俣病事件四十年』葦書房、1997年。
- ルソー、J.-J.『人間不平等起源論』本田喜代治・平岡昇訳、岩波文庫、1972年、改訳版。
- 拙稿「企業と倫理—公害問題を哲学的に読む—」（『九州共立大学経済学部紀要』第108号、2007年。）
- 拙稿「水俣病における第二次被害—普遍論争の視点から—」（『九州共立大学経済学部紀要』第109号、2007年。）
- 熊本日日新聞社編『水俣から、未来へ』岩波書店、2008年。
- 水俣学研究叢書I『水俣病にたいする企業の責任—チソンの不法行為（復刻版）』熊本学園大学水俣学研究センター、2007年。
- 水俣病公式確認五十年誌編集委員会編『水俣病の50年』海鳥社、2006年。
- 水俣病研究会編『水俣病研究4』弦書房、2006年。
- 水俣病50年取材班『水俣病50年—「過去」に「未来」を学ぶ—』西日本新聞社、2006年。
- 熊本日日新聞社編集局（編）『水俣病写真報道集50年』熊本日日新聞社、2006年。
- 水俣市水俣病資料館編『水俣病—その歴史と教訓—』2000年。
- 思想の科学研究会編『増補改定 哲学・論理学用語辞典』三一書房、1993年、増補版。
- Hobbes, Thomas "Leviathan" Pelican Classics, 1968.
- Rousseau, Jean-Jacques 'Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les homes', Oeuvres politiques, Classiques Garnier, 1989.
- Smith, Adam "An Inquiry into The Nature and Cause of The Wealth of Nation" Edited by Edwin Cannan, The Modern Library, New York, 1937.
- Smith, Adam "The Theory of Moral Sentiments" Edited by D. D. Raphael and A. L. Macfil, Clarendon Press, Oxford, 1976.